

# 青森県報

第二千四百四十号

平成十五年二月二十四日(月曜日)

## 目次

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる 図書類の指定……………	（青少年・男女共同参画課）……………	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	（健康福祉課）……………	二
生活保護法による医療機関の指定……………	（同）……………	二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	（団体経営改善課）……………	二
公 告……………		
建設業者の許可の取消し……………	（青森県土整備事務所）……………	三
右 同……………	（弘前県土整備事務所）……………	三
右 同……………	（十和田県土整備事務所）……………	三
右 同……………	（むつ県土整備事務所）……………	四

## 告 示

青森県告示第九十八号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十五年二月二十四日

青森県知事 木村守男

指定番号	種別	名 称	発行者 (製作者名)	該当条項
二七四	書籍	レディースコミック微熱 三月号	セブン新社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二七五		レディースコミックタブー 三月号	三和出版	
二七六		恋愛革命 二月号	一水社	
二七六		コットンコミック 三月号	東京三三社	
二七六		ガチンコPOWERER 三月号増刊	若生出版社	
二七六		月刊アサヒ芸能エンタメ 三月号	徳間書店	
二七六		コミック ザ・ベストMAGAZINE 増刊	KKベストセラーズ	
二七六		ザ・ベストマガジンスペシャル 二月号増刊	KKベストセラーズ	
二七六		ポンパー 三月号	KKベストセラーズ	
二七六		モバツチェ ヤングオートマガジン三月号増刊	芸文社	

青森県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年二月二十四日

青森県知事 木村守男

名 称	所 在 地	廃止年月日
佐々木胃腸科内科医院	青森市岡造道二丁目二の二五	平成一四・三・三
川嶋胃腸科外科	青森市奥野四丁目一五の八	一五・一・二
木村内科医院	青森市篠田二丁目五の一	一五・一・三
神インマ又エル医院	弘前市大字駒越町四〇	一四・二・一〇
坂本耳鼻咽喉科内科医院	弘前市大字坂本町五の七	一四・二・三〇
神外科医院	八戸市大字糠塚字下道七の四四	一四・三・二六
ミツワ薬局	弘前市大字駒越町四〇の七	一四・二・一八
みんゆう調剤薬局桔梗野店	弘前市大字桔梗野二丁目一三の一五	一四・三・二四
ひまわり薬局八戸店	八戸市小中野四丁目三の五七	一五・一・二

青森県告示第百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年二月二十四日

青森県知事 木村守男

名 称	所 在 地	指定年月日
齊藤内科県庁前クリニクス	青森市長島二丁目三の四	平成一四・三・六
佐々木胃腸科内科	青森市岡造道二丁目二の二五	一五・一・一
坂本耳鼻咽喉科内科医院	弘前市大字南瓦ケ町二の六	一四・三・一
IVF佐藤祐子クリニック	弘前市大字代官町七六代官町ビル	一五・一・二五
吹上眼科	八戸市吹上二丁目一〇の五	一四・三・一
遠藤歯科医院	八戸市大字新井田字水溜四の四	一四・一・一
稲垣歯科医院	八戸市大字湊町字久保二〇の一	一四・三・一〇
上條歯科医院	下北郡大畑町大字大畑字新町二二の七	一四・三・一
みんゆう調剤薬局桔梗野店	弘前市大字桔梗野二丁目一三の二三	一四・三・二六
平内町訪問看護ステーション	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	一四・八・一

青森県告示第百一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十五年二月二十四日

青森県知事 木村守男

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元八の三	今別町東部第一区域	1 十トン未満の漁船により行う漁業
東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元七の二	藤巻春光春	
東津軽郡今別町大字奥平部字砥石五三の八	今別町東部第三区域	1 底建網漁業

一 東津軽郡今別町大字奥平部字砥石三一の一 横岡富永	横岡 巨		
二 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九 〇の三	山本 晃義	風合瀬区域	1 十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣及び刺網漁業
〇の四 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九	山本 清四郎		2 底建網漁業
〇の三 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九	山本 利雄		

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年二月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 三愛不動産株式会社
- 二 代表者の氏名 岩瀬 勢
- 三 主たる営業所の所在地 青森市松原三丁目九の四七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一ニ）第一七四六〇号
- 五 取消年月日 平成十五年二月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実

平成十五年二月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年二月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 室内装飾オカベ
- 二 氏名 岡部 鉄則
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字浜の町東四丁目五の二五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一〇）第一六五九七号
- 五 取消年月日 平成十五年二月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実

平成十五年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年二月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社マルサ硝子
- 二 代表者の氏名 下久保 昨之佑
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字堀口一七の四三八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一ニ）第一四〇一八号
- 五 取消年月日 平成十五年二月六日

六 取消しに係る建設業の許可  
 ガラス、建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
 平成十五年一月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年二月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社中北工業
- 二 代表者の氏名 中島 真徳
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字宮後八三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一〇）第一六四八三号
- 五 取消年月日 平成十五年二月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
 土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
 平成十五年二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭